

令和6年度 大田原市中心市街地にぎわい創出事業補助金 公募要項

※本公募は、市議会での令和6年度予算の成立を前提とするものです。このため、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

中心市街地においてにぎわいを創出する事業を支援する「大田原市中心市街地にぎわい創出事業補助金」を以下のとおり募集いたします。

1. 補助金の目的

大田原市中心市街地にぎわい創出事業補助金は、中心市街地の活性化やにぎわいの創出に取り組む団体などが行う創意と工夫にあふれた自主的・主体的な新規事業等を支援することを目的とします。

2. 対象団体

- (1) 団体の構成員が3人以上の個人又は事業者であること
- (2) 団体の規約等で代表者が決まっており、財産の管理等を適正に行うことができる
- (3) 事業の企画立案（活動や資金の計画・管理など）から実績報告まで、自ら行うことができる
- (4) 市税などの滞納がないこと
- (5) 暴力団の構成員が含まれる団体でないこと

3. 対象事業

上記の団体が、自ら企画立案し実施する中心市街地で行う新規事業で、次の要件を満たすものです。

- (1) 中心市街地で行う事業であること
⇒中心市街地とは？
　山の手1丁目、山の手2丁目、城山1丁目、城山2丁目、元町1丁目、元町2丁目、新富町1丁目、新富町2丁目、新富町3丁目、中央1丁目、中央2丁目、住吉町1丁目及び住吉町2丁目の区域内をいいます。
- (2) 中心市街地を活性化させにぎわいを創出する事業であること
⇒にぎわいの創出とは？
　①人と人との交流 ②来訪者の増加 ③回遊性の向上等をいいます。
- (3) 令和6年度内に実施する事業
⇒すでに活動を開始している事業の申請も可能です。

ただし、交付決定前の支出は補助金の対象となりません。

(4) 特定の団体や個人が対象となる事業でないこと

対象外の例：団体構成員のみを対象としたイベント・講演会等

(5) 政治活動、または宗教活動を行う事業でないこと

(6) 市から他に補助金を受けていない事業（原則、1団体2事業まで）

⇒補助を受けていない『団体』ではなく、あくまで『事業』です。実際
補助を受けている事業とは別の事業であれば補助の対象となります。

ただし、市から補助金を受けて他の事業に附帯する事業である場合
は対象外となります。例：大田原屋台祭り、与一まつり等

4. 補助金の交付

補助金の額は1事業あたり最高30万円とし、単年度のみの交付となります。

5. 補助対象経費

※補助金の対象となる経費は、『申請する事業に必要な経費のみ』が原則です。

費目	主な経費の例
報償費※1	講師・専門家などへの報償費、調査・研究などの謝礼等
旅費	講師・専門家などの交通費・宿泊費
会議費	事業を行うために必要な会議に要するお茶代など必要最小限のもの
賃借料	会場などの借料、空き地・空き家等の賃借料、事業に必要な機器・機材等の借料
委託費	警備委託料、設営・音響設備・電気配線などの委託料
広報費	新聞広告料、チラシ折り込み料等
印刷費	ポスター・パンフレット・チラシ・冊子などの印刷代、コピー代等
通信運搬費	切手・はがき代、配送料、携帯電話などのプリペイド料金等
備品費	事業実施のために必要かつ不可欠なものに限る
消耗品費	ボールペンや紙などの事務用品、材料費等
光熱水費	電気・ガス・水道料等
手数料	口座振込手数料等
その他	事業を行う上で、市長が必要と認める経費

※1 補助対象団体の会員に対する報償費・謝礼は、対象となりません。

【補助対象とならない経費】

●参加者への商品、賞金

- 会議時、イベント時等における飲食費
 - 土地の取得・造成・補償にかかる経費
 - 団体の経常的な運営にかかる経費（事務局経費）
 - 補助対象事業以外の事業にかかる経費との区別が明確にできない経費
 - 前払い費用（交付決定前の支払い）
 - 使途が特定されない予備的経費
- ※経費配分が補助金要望時、補助金交付申請時と変更になる場合は、事前に商工観光課の承認が必要です。

6. 応募方法

(1) 事務の流れ

- ①対象事業の公募→②応募書類の提出→③審査の実施→④審査結果の通知
- ⑤交付申請書の提出→⑥補助金交付決定→⑦請求書の提出→⑧補助金の交付
- ⑨実績報告書の提出→⑩完了検査→⑪精算

(2) 応募書類

下記の応募書類一式を直接提出。

- ①事業提案書・・・団体の代表者が記名押印した申請書（様式第1号）
 - ②事業計画書・・・事業の内容や目的、効果等を記載したもの
※講演会や演奏会等を行う場合は、出演者のプロフィール資料を添付してください。併せて、選定の理由を明記してください。
 - ③収支予算書・・・事業にかかる費用や収入などを記載した予算書
 - ④経費配分書・・・予算項目を対象経費と対象外経費に区分するもの
 - ⑤団体名簿・・・団体役員の名前や連絡先を記載した名簿
 - ⑥団体の規約等・・・組織や運営について根本的な規則を書面化したもの
 - ⑦誓約書・・・暴力団及び市税等に関する誓約書
- ※応募書類様式は、商工観光課（本庁舎4階）及び大田原市ホームページにて配布。

(3) 提出先 大田原市産業振興部商工観光課（本庁舎4階）

(4) 募集期間 令和5年11月1日（水）～12月28日（木）まで

7. 審査

「大田原市中心市街地にぎわい創出事業補助金」の審査員（行政職員と外部委員）による書類審査となります。

(1) 審査の基準

次の項目によって各事業内容の審査を行います。

①目的の明確性

事業の目的が明確であり、本補助金の対象事業としてふさわしいか。
事業の目的が地域のニーズに即したものであるか。

②事業の効果および成果

具体的な効果・成果が期待できるか。
効果・成果の目標が妥当であるか。

③事業実施の具体性・実現性

事業内容、実施方法は具体的か。
実現性のある遂行可能なスケジュールとなっているか。

④新規性

事業内容は、新しい発想での取り組み事業か。
時代に即した事業内容であるか。

⑤公益性

特定の人のみが受益するのではなく、公益性のある事業内容か。
事業の効果（売上収入等を含む）が広く地域に還元されるものであるか。

⑥活動頻度・継続性

本補助金を活用して実施する事業がどの程度の頻度で実施されるか。
事業が単年度のみではなく、将来的に継続性があるものか。

⑦収支の妥当性

収支計画及び予算の根拠は明確かつ妥当であるか。
事業費に見合った効果・成果が期待できるか。

⑧必要性

総合的に判断して、中心市街地において必要な事業か。

(2) 審査結果の発表

応募者に対し、文書をもって結果を通知いたします。

(審査結果の通知) 令和6年3月下旬予定

8. 注意事項

(1) 本公募は、市議会での令和6年度予算の成立を前提とするものです。このため、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 事業や収支の内容を明確にしたうえで申請してください。内容が不明瞭である場合は、受理できないことがありますのでご注意ください。

(3) 会場については、採択された場合に使用可能か、所有者に確認したうえで

申請してください。市の施設等を使用する場合は、必ず所管課との事前協議を行ってください。

9. 問い合わせ先

大田原市 産業振興部 商工観光課 商工振興係

TEL 0287-23-8709